

平成31年4月1日より 死亡牛のBSE検査対象月齢が変わります

《検査対象》

- ① 96ヶ月齢以上の死亡牛
- ② 48ヶ月齢以上の起立不能を示した死亡牛
死亡前に歩行困難、起立不能などであった牛
- ③ 全月齢のBSEを疑う症状を示した死亡牛
BSEを疑う症状とは
 - ◎ 次のいずれかの行動変化があった牛
 - ・興奮しやすい
 - ・音、光、接触等に対する過敏な反応
 - ・群内序列の変化
 - ・搾乳時の持続的な蹴り
 - ・頭を低くし、柵等に押しつける動作の繰り返し
 - ・扉、柵等の障害物におけるためらい

上記①～③の検査対象牛が死亡した場合には、
死体を検案した獣医師(NOSAI獣医師、開業獣医師等)が、
すみやかに家畜保健衛生所へ届け出をお願いします。

ご不明な点等のお問合せは山梨県西部家畜保健衛生所まで
電話・・・0551-22-0771(平日) FAX・・・0551-22-6728
土日・休日・夜間の連絡は・・・090-5564-1018または090-5568-0817